

高等学校等【就学支援金】制度について

令和7年度

1. 高等学校等就学支援金制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【**受給資格**】 国立高等専門学校 第1学年～第3学年の学生で定められた所得判定基準未満の世帯

【**所得判定基準額**】

保護者等の所得が、以下の算定式により計算した額が

30万4,200円未満であること（年収目安※約910万円未満）

【**算定式**】 **(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額**

※両親のどちらか一方が働き、高校生1人・中学生1人の4人世帯を想定した目安。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 在学した期間が通算して36月を超えた方（例：原級留置して再度3年生に在学）

2. 申請時期と手続きについて

**全員の手続き
が必要です！**

【**受給資格の申請（新入生の方）**】

この制度を利用するために、**申請手続きが必要**です。
新入生の申請手続きに関する書類は、4月上旬までに自宅に送付しますので、書類が届きましたらすみやかに手続きを行ってください。

【**申請方法**】

手続きは、各自パソコンやスマートフォンから、**オンライン申請e-Shien（イーシエン）**を行っていただきます。

受給の意向がある場合は、保護者等の収入に関する情報を次のいずれかの方法で登録し、文部科学省が判定を行います。事前にマイナンバーのご準備をお願いします。

(1) **マイナンバーカードを持っている場合**

保護者のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得

(2) **マイナンバーカードを持っていない場合**

文部科学省で課税情報等を確認するため、保護者の個人番号を入力

【**申請時期**】

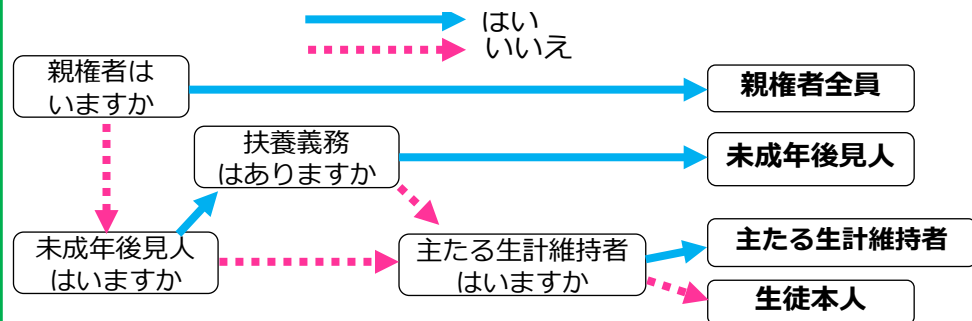
第1学年は1年に2回（4月、7月）、第2～3学年は1年に1回（7月）の手続きが必要となります。申請の時期が来たら学校から保護者等にお知らせします。

※支給期間は、原則として通算36月です。

【**注意事項**】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）収入の有無に関わらず必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは下図のとおり）。
- 就学支援金受給中に、保護者の婚姻またはその解消等による変更があった場合、課税地に変更があった場合はその都度届出が必要となります。

保護者等とは誰が該当するか？



○在学中に成年(18歳)に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行います（変更手続は不要）。

○保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合（例：ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合、海外在住しており住民税が課されていない場合など）は、上図と異なることがあります。まずは、学校等にご相談ください。

【**本件のお問合せ先**】

阿南工業高等専門学校 学生課学生係
徳島県阿南市見能林町青木265（管理棟1F） TEL:0884-23-7134

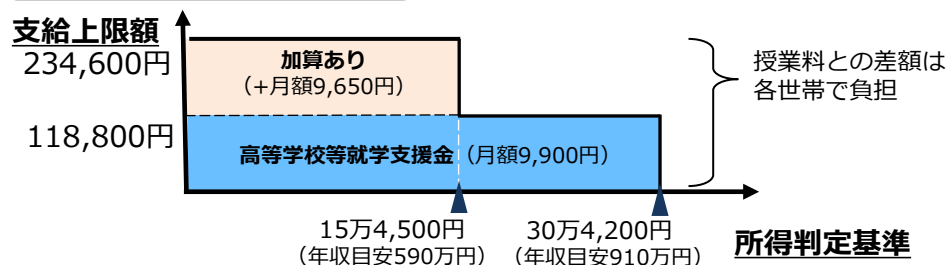
3. 就学支援金支給額

就学支援金は月額9,900円支給されますが、保護者等の合計所得に応じ、加算または未支給となることがあります。
 ※所得判定基準は、(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額により計算した額です。

高専の授業料：年間234,600円（前期117,300円／後期117,300円）

<所得判定基準> ※保護者等合算額	就学支援金支給額	授業料 本人負担額
30万4,200円以上	月額 0円 (支給なし)	月額 19,550円
15万4,500円以上～ 30万4,200円未満	月額 9,900円 (一律支給のみ)	月額 9,650円
0円（非課税）～ 15万4,500円未満	月額 19,550円 (加算額 9,650円)	月額 0円

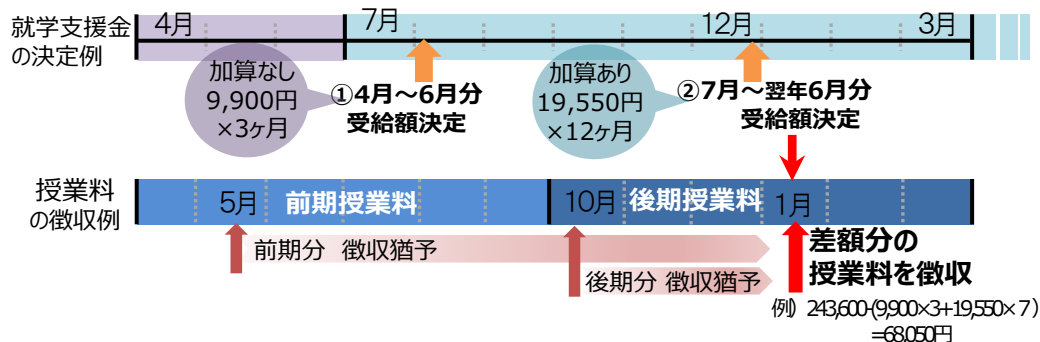
国立高専の支給額(年間)



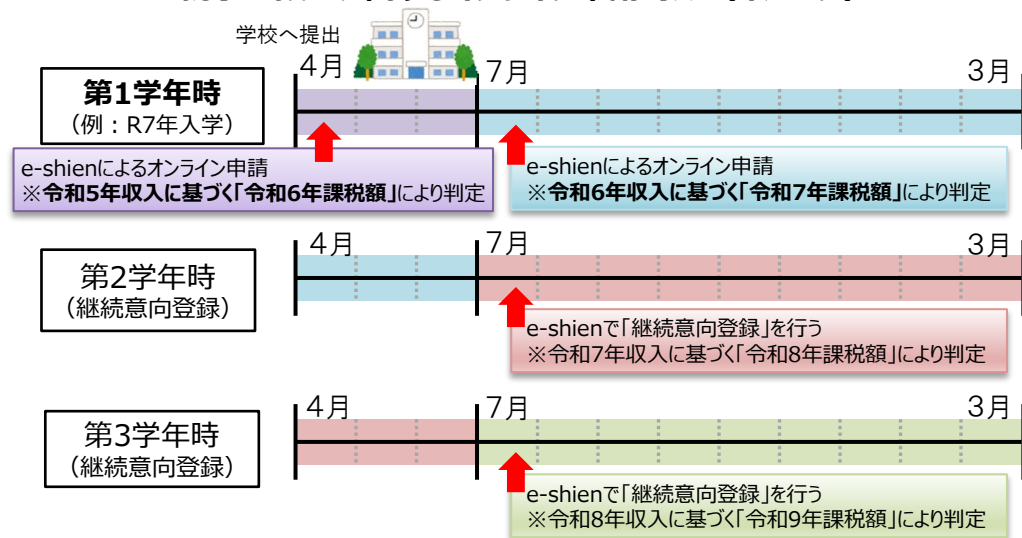
※この「年収目安」は、両親のどちらか一方が働き、高校生1人・中学生1人の4人世帯を想定しています。

▶就学支援金と授業料額決定までの参考例

就学支援金が決定するまでは、前期(5月)・後期(10月)の授業料徴収が猶予されます。



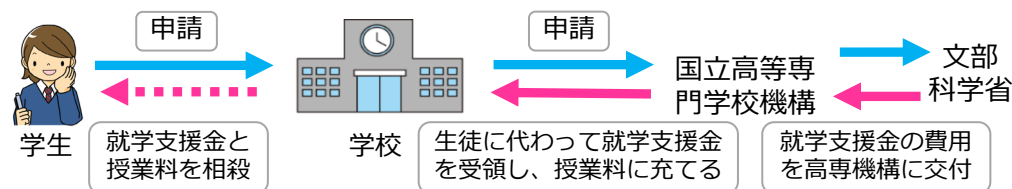
就学支援金に関するオンライン申請時期（イメージ）



4. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

※文部科学省による審査終了後、結果が通知されます。
 なお、判定結果が出るまで、授業料の徴収が猶予されます。



5. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない（※世帯年収が約590万円未満相当まで減少）場合に授業料を支援する制度です。

※要件等詳細については学生係へお問い合わせください。

文部科学省家計急変支援制度サイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



備考▶高専4年生以上では授業料減免＆給付奨学金の「高等教育の修学支援新制度」をご検討ください。